

公益財団法人愛知県育英会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人愛知県育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都に修学する主として愛知県出身学生のため、健康にして文化的な生活を営むに適した学生寮の設置を図り、併せて学生の経済的負担を軽減してその修学を容易にすると共に、その他学生の指導援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生寮の設置、管理及び運営
- (2) 学生の指導
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は東京都において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産の二種とする。

2 この法人の基本財産は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる財産
- (2) 基本財産とすることを理事会で決議し、評議員会で承認された財産
- (3) 基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄附を受けた財産（又は交付を受けた補助金その他の財産）については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

（基本財産の維持及び処分の制限）

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 この法人の目的を達成するために基本財産の一部を処分し、または基本財産から除外しようとするときは、理事会の議決を経たうえで、評議員会において3分の2以上の議決を得て行わなければならない。

（特定費用準備資金及び資産取得資金）

第8条 第6条第3項の財産のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条に定める特定費用準備資金や同規則第22条に定める特定資産取得・改良資金など、特定の目的をもってその費用の積立や資産の取得を図るときは別に定める規則に従って行う。

2. 特定費用準備資金に係る積立限度額とその算定根拠、および特定資産取得・改良資金の資産取得等に必要最低額とその算定根拠は、当該資金等が存続する期間中、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

（資産の管理）

第9条 この法人の資産は、代表理事が第2項の決議に従い管理、運用する。

2 管理、運用の方法については理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、次の各号の書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 定款及び次の書類（次の書類は5年間に限る。）は主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 前項の規定により承認を受けた書類
- (2) 監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 代表理事は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が借入れをするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるもののほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に、9名以上15名以内の評議員を置く。

(職務)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第22条の権限を行使する。

(選任等)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員会が行う。

2 評議員を選任する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第65条ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第6条に規定する適格性要件のほか、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の団体（公益法人を除く。）の一つの中に次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

- 3 評議員はこの法人の理事・監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（任 期）

第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 辞任又は任期満了後においても、第 1 5 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利及び義務を有する。

（解 任）

第 20 条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会は当該評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議によって解任することができる。この場合、当該評議員は評議

員会の審議に参加することはできないが、審議の前に当該評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(評議員に対する報酬等)

第 21 条 評議員には、報酬を支給しない。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 22 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第 23 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 24 条 評議員会は、定時評議員会として毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会を必要がある場合に開催する。

(招集)

第 25 条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事が事故あるとき又は欠けたときは、副代表理事が招集する。
- 3 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代表理事に対して評議員会の招集を請求することができる。この場合、代表理事は評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会の招集は電磁的記録によって行うものとし、文書による招集を希望する評議員は書面によって代表理事にその旨を申請しなければならない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案についての決議に関して特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員、顧問、職員

(役員)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上14名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名を副代表理事、1名を業務執行理事とすることができる。
- 4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の役員又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者が理事の数のうちに占める割合がいずれも3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事を選任する場合には、前条第4項及び第5項のほか、一般法人法第65条ならびに公益認定法第6条に規定する適格性要件を満たさなければならない。
- 3 代表理事及び副代表理事並びに業務執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
- 4 代表理事、理事及び監事に移動があったときは2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第 32 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を統括する。副代表理事は、代表理事を補佐する。業務執行理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 33 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでもこの法人の理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の職務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了すべき時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 5 理事又は監事は第 29 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 35 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 36 条 理事および監事には報酬を支給しない。ただし特に報酬の支給を必要と認めるときは、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の設置)

第 37 条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

3 顧問は理事会において任期を定め、たうえで選任し、代表理事が委嘱する。

4 顧問の報酬については、支給しない。

5 その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

第 38 条 この法人の事務を処理するために、必要な職員を置く。

2 職員は代表理事が任免する。ただし、重要な職員を任免するにあたっては、理事会の決議を必要とする。

3 職員は、有給とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 39 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は代表理事が務める。
- 3 代表理事がやむを得ず理事会に出席できないときは、副代表理事が議長を務める。

(権限)

第 40 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任

(開催)

第 41 条 理事会は、4 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。ただし、代表理事は毎事業年度に四箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第 42 条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

- 2 代表理事が事故あるとき又は欠けたときは、副代表理事が招集する。
- 3 理事又は監事は、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、代表理事に対して理事会の招集を請求することができる。この場合、代表理事は理事会を招集しなければならない

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。代表理事が欠席した場合は、出席した副代表理事がこれに代わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、第 17 条についても適用する。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する読売新聞に掲載する方法による。

第 10 章 細則

(細則の設置)

第 52 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

改訂

平成 25 年 10 月 19 日

平成 26 年 01 月 07 日

平成 26 年 11 月 12 日

平成 27 年 06 月 13 日

平成 28 年 02 月 09 日

平成 29 年 05 月 27 日

別表第 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 6 条第 2 項関係）

財産種別	場所・物量
土地	1,705.75 m ² 東京都文京区小石川 5-7-13
建物	2,900.73 m ² 東京都文京区小石川 5-7-13 鉄筋コンクリート 5階建
金融資産	16,366,212 円（定期預金）